

## 呉市PTA連合会規約

### (名称・事務局)

- 第1条 本会は、呉市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、独立した社会教育団体として、特定の思想・信条に偏らず、いかなる組織及び機関の支配や干渉を受けることなく活動する。
- 2 連合会事務局は、呉市教育委員会事務局内に置く。

### (目的)

- 第2条 連合会は、呉市立小学校・中学校及び義務教育学校PTAの連携を密にし、PTAの組織並びに活動の充実・発展を図り、児童・生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

### (組織)

- 第3条 連合会は、呉市立小学校・中学校及び義務教育学校PTAをもって組織する。
- 2 連合会に次の部会を置く。
- (1) 教養研修部会 (2) 財政部会 (3) 厚生部会
- 3 部会は、部会所属の単位PTA会長で構成し、担当会務の運営に関して必要な事項を処理する。ただし、実務にあたっては、代理出席も可能とする。
- 4 部会は、校長会との連携を深めるため、校長会から該当する部長の出席を求め、助言を受けるものとする。

### (事業)

- 第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 教育条件・教育環境の改善・充実に関すること。
- (2) 学校・家庭・地域における教育の振興に関すること。
- (3) PTAの充実・発展に必要な調査・研究並びに資料の収集・作成等に関すること。
- (4) 会員相互の親睦・福利厚生に関すること。
- (5) その他 必要と認める事業

### (役員及び任期)

- 第5条 連合会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 会計 1名 (4) 監査 2名  
(5) 幹事 3名(教1名・厚1名・財1名) (6) 事務局長 1名  
(7) 参与 2名
- 2 役員は、次により選任する。
- (1) 会長・副会長・会計・監査・幹事は、総会において選任する。役職については、各ブロック内から選出された者2名(①安浦, 川尻, 蒲刈, 豊, 仁方, 白岳 中学校区 ②広南, 広中央, 郷原, 横路 中学校区 ③和庄, 東畑, 片山, 呉中央, 両城 中学校区 ④警固屋, 宮原, 音戸, 明德, 倉橋, 吉浦, 阿賀 中学校区 ⑤天応, 昭和, 昭和北 中学校区)の中から互選する。ただし、会長は互選の時点で、連合会役員の経験を2年以上している者とする。
- (2) 事務局長は、会長が委嘱する。
- (3) 参与は、小学校長会長及び中学校長会長とする。
- 3 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合は、役員会の決定により指名する。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は在籍する児童生徒を有する者でなければならない。
- 5 連合会に顧問を置くことができる。
- (1) 顧問は、会長が委嘱し役員会で承認する。
- (2) 任期は会長の任期内とする。
- (3) 顧問は、会長の要請により役員会・その他の会議に出席して助言することができる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、各部会を担当する。また、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 監査は、会計事務を監査する。
- (5) 幹事は、副会長の会計処理を補佐し、各部会を担当する。
- (6) 事務局長は、事務を処理する。
- (7) 参加は、会務の処理について、指導・助言するとともに、連合会と小・中学校長会の連絡・調整を行う。

(会 議)

第7条 連合会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、役員・単位PTA会長・連合会担当代表及び校長をもって構成し、年1回開催する。ただし、議決権は各学校1とする。また、会長が必要に応じて臨時に招集することができる。
- (2) 役員会は、第5条の役員をもって構成し、会務の企画及び総会に諮る議案について審議する。また、会長が必要と認める場合、役員以外の者を出席させることができる。
- (3) 連合会の会議は、議決権を有する者の過半数が出席することをもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、事故ある場合は、委任状をもって出席に代えることができる。委任状による代理議決も可とする。  
また、書面あるいは電磁的方法による会議の場合は、決議書の提出によって議決する。この場合、議決権を有する者の2分の1の決議書の提出があった場合に成立し、議事は決議書の過半数をもって決する。賛否同数の場合は会長が決する。未提出の場合は、すべての議案について賛成したものと見なす。
- (4) 必要があれば特別委員会を設けることができる。特別委員会は会長の諮問機関とし、役員会の議を経て設けることができる。

(会 計)

第8条 連合会の経費は、単位PTAの分担金及び寄付金その他をもって充てる。

- 2 分担金は、単位PTAごとに年間1世帯当たり300円、児童・生徒1人当たり150円とし、それぞれに5月1日現在の各単位PTAに加入する世帯数、児童・生徒数を乗じて得た額を加えて得た額とする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の改廃)

第9条 この規約は、総会の議決により、改廃することができる。

(運営細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は運営細則で定める。

付 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

改正後の第7条第1号の規定は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

改正後の第8条第2項の規定は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

改正後の規定は、令和元年5月11日から実施する。

改正	平成 1 7 年 3 月 2 3 日
改正	平成 1 3 年 5 月 2 4 日
改正	平成 1 4 年 3 月 2 7 日
改正	平成 1 6 年 3 月 2 6 日
改正	平成 1 7 年 3 月 1 8 日
改正	平成 1 9 年 5 月 1 9 日
改正	平成 2 1 年 1 月 1 3 日
改正	平成 2 6 年 5 月 1 0 日
改正	平成 2 9 年 5 月 1 3 日
改正	令和 元年 5 月 1 1 日
改正	令和 3 年 5 月 8 日
改正	令和 4 年 5 月 7 日
改正	令和 5 年 1 月 2 7 日
改正	令和 5 年 5 月 1 3 日

## 呉市PTA連合会運営細則

### (目 的)

第1条 この細則は、呉市PTA連合会規約第10条の規定により、呉市PTA連合会の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (部 会)

第2条 部会の構成員の所属替えは、毎年度、見直しを行い決定する。

### (部会の業務)

第3条 各部会の業務は、次のとおりとする。

#### (1) 教養研修部会

- ・会員の教養を高め、教育に対する理解を深める研修活動に関する事。
- ・家庭教育の充実に関する事。
- ・子どもの校外生活の充実に関する事。
- ・校外の生活環境の改善・浄化に関する事。
- ・緑化推進に関する事。
- ・会員の親睦に関する事。

#### (2) 財政部会

- ・教育環境の改善に関する事。
- ・PTAの会計に関する事。

#### (3) 厚生部会

- ・会員のスポーツ・レクリエーション活動に関する事。
- ・会員の親睦に関する事。

### (役員選出)

第4条 役員選出は次のとおりとする。

(1) 次年度役員を選出し、総会の承認を得るため、役員選考委員会を設置する。

(2) 役員選考委員会は、総会時に開催する。委員は総会出席の単位PTA会長で構成され、委員長は退任するPTA連合会役員から選出する。退任予定者がいない場合は現任のPTA連合会会長が委員長を務める。

(3) 役員選考委員会の任期は、役員承認が完了するまでとする。

### 付 則

この細則は、令和元年5月11日から施行する。

改正 平成 8年5月13日

改正 平成14年3月27日

改正 平成16年3月26日

改正 令和 元年5月11日

改正 令和 5年1月27日